

決算特別委員会（第2分科会）資料

教 育 委 員 会

令和4年10月28日

1. 就学援助制度について	P 1
2. 全国学力テストについて	P 4
3. 高校魅力化コーディネーターを対象とした研修の実施状況について	P 7
4. 学校給食について	P 8
5. 部活動ガイドラインの実施状況について	P 9
6. 島根人格教育シンポジウムについて	P10
7. 学校・福祉連携推進教員配置の状況について	P16
8. 学校・福祉連携モデル事業の状況について	P17

就学援助制度について

1. 要保護・準要保護児童生徒援助費補助金 対象人数・実績

年度	全児童生徒数			対象者数									援助額										
	5月1日現在の公立小・中学校の児童生徒数 (a) (人)			要保護 児童生徒数 (b) (人)			準要保護 児童生徒数 (c) (人)			要保護・準要保護 児童生徒数合計 (b)+(c) (人)			要保護 児童生徒に係る 援助額 (d) (千円)			準要保護 児童生徒に係る 援助額 (e) (千円)			要保護・準要保護 援助額合計 (d)+(e) (千円)				
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	就学前	小学校	中学校	計	就学前	小学校	中学校	計
H29年度	34,547	17,563	52,110	215	146	361	4,900	2,926	7,826	5,115	3,072	8,187	1,462	2,316	3,778	20,144	370,964	312,647	703,755	20,144	372,426	314,963	707,533
H30年度	34,633	16,986	51,619	223	139	362	4,970	2,911	7,881	5,193	3,050	8,243	1,506	1,712	3,218	22,563	353,649	276,554	652,766	22,563	355,155	278,266	655,984
R元年度	34,290	17,026	51,316	190	134	324	4,907	2,878	7,785	5,097	3,012	8,109	1,069	1,988	3,057	26,674	366,442	280,182	673,298	26,674	367,511	282,170	676,355
R2年度	34,087	16,989	51,076	173	125	298	4,883	2,856	7,739	5,056	2,981	8,037	885	669	1,554	27,733	364,889	247,768	640,390	27,733	365,774	248,437	641,944
R3年度	33,813	17,104	50,917	148	117	265	4,764	2,797	7,561	4,912	2,914	7,826	964	571	1,535	24,841	351,218	240,487	616,546	24,841	352,182	241,058	618,081

年度	要保護児童生徒数 ／全児童生徒数 (b) / (a)			準要保護児童生徒数 ／全児童生徒数 (c) / (a)			要保護・準要保護児童 生徒数／全児童生徒数 ((b) + (c)) / (a)			要保護児童生徒 1人当たりの援助額 (d) / (b) (円)			準要保護児童生徒 1人当たりの援助額 (e) / (c) (円) ※就学前の分母はR4入学者			要保護・準要保護児童生徒 1人当たりの援助額 ((d)+(e)) / ((b)+(c)) (円) ※就学前の分母はR4入学者				
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	就学前	小学校	中学校	計	就学前	小学校	中学校	計
H29年度	0.62%	0.83%	0.69%	14.2%	16.7%	15.0%	14.8%	17.5%	15.7%	6,800	15,863	10,465	40,613	75,707	106,851	87,351	40,613	72,811	102,527	83,961
H30年度	0.64%	0.82%	0.70%	14.4%	17.1%	15.3%	15.0%	18.0%	16.0%	6,753	12,317	8,890	40,508	71,157	95,003	79,965	40,508	68,391	91,235	76,844
R元年度	0.55%	0.79%	0.63%	14.3%	16.9%	15.2%	14.9%	17.7%	15.8%	5,626	14,836	9,435	49,951	74,677	97,353	83,060	49,951	72,103	93,682	80,119
R2年度	0.51%	0.74%	0.58%	14.3%	16.8%	15.2%	14.8%	17.5%	15.7%	5,116	5,352	5,215	50,241	74,726	86,754	79,165	50,241	72,345	83,340	76,423
R3年度	0.44%	0.68%	0.52%	14.1%	16.4%	14.8%	14.5%	17.0%	15.4%	6,514	4,880	5,792	50,387	73,723	85,980	78,258	50,387	71,698	82,724	75,804

※義務教育学校はの前期課程は小学校、後期課程は中学校に計上

2. 準要保護認定基準(令和4年度)

要件	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ. 市町村民税の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ. 市町村民税の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エ. 国民年金保険料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カ. 児童扶養手当の支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者		○		○							○	○	○	○					○	
ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者		○		○			○				○		○						○	
ケ. 個人の事業税の減免	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
コ. 固定資産税の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの		○		○			○			○		○	○	○					○	
シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者		○		○			○						○	○					○	
ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者		○		○			○	○			○		○	○					○	○
セ. 生活福祉資金による貸付け	○	○	○	○	○		○	○	○	○			●	○	○		○	○	○	○
ソ. 生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)		1.2					1.3	1.5	1.3			1.3	1.5	1.3	1.2					
タ. 生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)	1.3				1.2						1.3									1.1
チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの			1.3	1.2																
ツ. 市町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の計数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)																				
テ. その他(※下記に記載)	○					○					○	○							○	

※ 表の数字は、ソ、タ、チ又はツに該当する場合における生活保護基準額等に掛ける係数(倍率) ●:新たに加えられた要件

【松江市】

- ① 治療費、介護費、連帯保証人となる保証契約を締結したことに伴い生じた保証債務もしくは賠償金等財産を形成しない債務を負っている者
- ② 生計を維持するものの傷病、死亡、失踪、離婚、失業等の事由により収入が急激に減少した者
- ③ 風水害等により、家屋等に甚大な被害を受けた者で、次に掲げる事由に該当する者
 - ア 家屋の流出、倒壊等により生活の根拠を失い、生計の維持が著しく困難となった者
 - イ 田畑、山林、営業所得等を失い、生計の維持が著しく困難となった者
 - ウ その他、ア又はイと同等の状態であると認められる者

【安来市】教育委員会が適当と認める者

【川本町】家計の急変により、経済的に困窮している者

- 【美郷町】教育委員会が必要と認める者(教育委員会での審議)
 【知夫村】収入が少なく、経済的に困難な状況にあると認められる者

3. 就学援助制度の周知方法(令和4年度)

要件	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	
ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○		○	
イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	○		○			○	○													
ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	○				○			○					○			●				
エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○					
オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	○	○	○	○	○			○				○	○	○	○					
カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付				○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	●	○
キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布																				
ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を配布																				
コ. その他(※内容を下記に記載してください。)	○			○		○			○	○	○									

●:新たに追加された要件

【松江市】児童扶養手当申請時に案内。死亡届、離婚に伴う手続き一覧に記載
市内保育園・幼稚園に属する5歳児保護者へ配布される冊子に掲載

【奥出雲町】小学校新入生には、入学前に幼稚園にて制度の書類を配布
【飯南町】転入手続きの際に就学援助制度の書類の配布と説明を実施
【川本町】年2回、全保護者へ書類を配布

【益田市】児童扶養手当申請時等に案内
【安来市】①福祉課等関係課より制度説明の書類を配布
②就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配布

※波線箇所:新たに追加された周知方法

4. 就学援助制度の申請手続き(令和4年度)

要件	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町
ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)		○		○	○	○	○		○				○	○			○		○
イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)										○									
ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	○		○					○			○	○			○	○		○	
エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)																			
オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)																			
カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)																			
キ. その他(※下記に記載)						○													

【安来市】(小学校入学前に新入学前に新入学児童生徒学用品費等を支給する場合)希望者が教育委員会に提出

全国学力テストについて

1. 自校採点の実施状況

学校種	小学校		中学校		義務教育学校		市町村教育委員会				
	実施の有無	実施校数	未実施校数	実施校数	未実施校数	実施校数	未実施校数	小中学校への指示状況		採点結果の報告	
								各学校に指示して実施	各校の判断に任せた	報告を求めた	報告は求めなかった
松江市	2	30	0	15	0	2		○		○	
浜田市	2	14	0	9				○		○	
出雲市	1	32	0	14				○		○	
益田市	5	9	0	9				○		○	
大田市	3	13	0	5				○		○	
安来市	5	12	0	5				○		○	
江津市	1	6	0	4				○		○	
雲南市	3	12	0	7				○		○	
奥出雲町	4	6	0	2				○		○	
飯南町	0	3	0	2				○		○	
川本町	1	0	1	0			○			○	
美郷町	0	2	0	2				○		○	
邑南町	0	8	0	3				○		○	
津和野町	1	3	0	2				○		○	
吉賀町	1	4	0	3				○		○	
海士町	0	2	0	1				○		○	
西ノ島町	0	1	0	1				○		○	
知夫村	0	1	0	1				○		○	
隠岐の島町	2	5	0	4				○		○	
計	31	163	1	89	0	2	1	18	0	19	

※ 小6が在籍しない小学校3校(出雲市1校、飯南町1校、益田市1校)

※ 中3が在籍しない中学校2校(出雲市1校、大田市1校)

2. 自校採点の分析・活用状況

市町村教育委員会へ聞き取りをしたところ、次のような回答を得た。

市町村	回答(自校採点結果を学校でどのように活用しているか)
松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・A校 →中学校入学までに担任、教科担当が結果を活用して、復習を行う。 ・B校 →分析資料等を活用して集計及び分析を行い、管理職・6年部と共有するとともに、結果を活用して復習をしたり、今後の指導に活用したりした。
浜田市	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が結果を活用して復習を行う等、授業改善に生かした。 ・担任と連携をはかり、授業改善に役立てた。
出雲市	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が結果を活用して復習を行った。
益田市	<ul style="list-style-type: none"> ・正答率の低かった内容を中心に復習、家庭学習等で活用した。 ・結果を校内で分析し、児童は結果について復習し内容の定着等に活用した。 ・担任が結果を活用して復習を行った。 ・担任より結果を児童に丁寧に伝えた。管理職・研究主任・担任で採点結果を分析し、弱みとなっている内容については、授業や学校活動で取り組むようにしている。
大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を組み立てる参考とした。 ・担任が結果を活用して復習を行った。 ・算数に関して担任が結果を活用して復習を行った。
安来市	<ul style="list-style-type: none"> ・結果を活用して復習を行った。 ・結果や回答傾向を校内で共有した上で、現行の取組の成果確認や課題の見られる事柄に関して授業改善の取組の方向性を確認した。 ・採点後正誤の傾向を分析し、日々の授業の改善に役立てている。 ・担任が結果を踏まえ児童との面談及び復習を実施した。
江津市	<ul style="list-style-type: none"> ・成果と課題を踏まえた職員研修及び日常の学習指導を行った。
雲南市	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況と傾向を把握した。 ・職員で結果を共有した。担任が結果を活用して復習を行った。 ・職員研修でその結果の考察と問題の分析、授業の改善策の検討を行った。その後、担任がそれらを基に、復習をしたり、授業改善に生かしたりした。また、全職員もその考察を、授業改善に生かしている。
奥出雲町	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で報告。結果を、復習及び全校学力補充対策「ぐんぐんタイム」で活用した。 ・学力調査の担当を中心に分析を行い、職員で共通理解を図った。担任が結果を活用して復習を行った。 ・成果と課題、授業改善についての校内研修を行った。 ・担任が結果を活用して復習を行った。 ・職員会にて、一人ひとりの強み・弱みについて検証した。その後、担任が結果を活用し、授業改善したり、復習を行ったりした。
飯南町	-
川本町	<ul style="list-style-type: none"> ・採点結果をもとに分析を行った。その分析結果から職員研修会でワークショップを行い、授業で実際に取り組む授業改善アクションプランを作成した。 ・採点結果をもとに分析し、授業で実際に取り組む授業改善アクションプランを作成した。
美郷町	-
邑南町	-
津和野町	<ul style="list-style-type: none"> ・強みと弱みを分析し、日ごろの指導に生かしている。
吉賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・正答率の低かった問題について、全職員で協議、研修を行った。算数では、割合の問題の正答率が低かったため、指導書を用いて系統性を確認し、全学年において2学期からの指導の重点について確認し合った。
海士町	-
西ノ島町	-
知夫村	-
隠岐の島町	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童に対して早急に補充学習を実施した。 ・できていない点について復習を行った。

3. 教職員以外への結果通知の状況

市町村	結果通知の状況	方法・内容
松江市	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
浜田市	△	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
出雲市	○	各学校の調査結果を分析した内容を記述により公表 ※調査対象学年の児童生徒数が16名以上の学校のみ
益田市	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
大田市	○	数値だけでなく、市教委の改善のための取組を公表
安来市	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
江津市	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
雲南市	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
奥出雲町	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた町の概要を公表
飯南町	△	数値だけでなく、結果分析等をまとめた町の概要を示している
川本町	×	
美郷町	△	各教科の平均正答率について全国及び県と比較した数値を共有
邑南町	△	数値だけでなく、結果分析等をまとめた市の概要を公表
津和野町	○	数値だけでなく、結果分析等をまとめた町の概要を公表
吉賀町	×	
海士町	×	
西ノ島町	×	
知夫村	×	
隠岐の島町	△	数値だけでなく、結果分析等をまとめた町の概要を公表

○：公表している（公表する予定）

・「公表」とは、市町村報、学校だより等の紙面やWEB掲載し、広く問い合わせにおいて回答する状況を指す

△：市町村内の教育関係者に示している

・校長会内での情報共有等

×：公表していない

高校魅力化コーディネーターを対象とした研修の実施状況について
(令和3年度)

1. コーディネーター等の配置状況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
人数	31人	32人	40人	50人	58人

	20代	30代	40代	50代	60代～
年齢	21人	15人	8人	7人	7人

2. コーディネーター等育成研修実施状況

(1) コーディネート人材研修

① 目的

- ア 高校と地域の協働を推進するコーディネート人材の資質・能力の向上を目指す。
- イ 島根県内のコーディネート人材の地域を越えたネットワークを構築し、高校と地域の協働による高校魅力化の推進を目指す。

② 開催概要【3回開催】

実施日	研修内容	人数
令和3年5月18日	コーディネート機能と全体像、現場分析・課題設定	18人
令和3年8月3日	1学期の振り返りと2学期以降のアクションプラン設定	18人
令和4年1月20日	来年度の現場の推進に向けたコーディネート人材の役割	19人

(2) コーディネート人材メンター制度研修

① 目的

- ア メンター・メンティのコーディネート人材としての資質・能力の向上を目指す。
- イ メンター制度を通じて、コーディネート人材のネットワークを構築し、相互に学ぶ土壌をつくる。
- ウ 面談を通じて現場ニーズととらえ、次年度以降のコーディネート人材の育成提案及び改善につなげる。

② 開催概要【6回開催】

実施日	研修内容	人数
令和3年6月11日	事前説明会	6人
令和3年6月17日	コーディネーター・メンター制度説明①	6人
令和3年6月22日	コーディネーター・メンター制度説明②	6人
令和3年7月12日	メンター・メンティの面談実施に関する研修	12人
令和3年10月1日	面談振り返りとノウハウ共有	6人
令和4年3月10日	制度振り返りと課題解決策検討	6人

○上記全体研修以外で研修の一環としてメンター・メンティによる月1回程度の面談を実施

(3) 受入担当者研修

① 目的

- ア 高校と地域の協働を推進する高校魅力化コーディネート機能の充実を目指す。
- イ 島根県内のコーディネート人材の配置及び採用、育成など受入側の体制充実を図り、高校と地域の協働による高校魅力化の推進を目指す。

② 開催概要【1回開催】

実施日	研修内容	人数
令和3年11月30日	・高校魅力化コーディネート人材の配置状況 ・コーディネート機能の充実に向けた事例紹介 ・コーディネート人材のマネジメント体制の検討	24人

学校給食について

学校給食費調査結果

(令和4年9月現在)

No.	市町村・調理場所	小学校					中学校					備 考	
		1食当たりの単価		給食費の内訳			1食当たりの単価		給食費の内訳				
		保護者負担額	給食費総額	主食費	副食費(牛乳含む)	その他	保護者負担額	給食費総額	主食費	副食費(牛乳含む)	その他		
1	松江市	272	同左	60	212		313	同左	69	244		就学援助制度で対象保護者へ助成	
2	浜田市	浜田学校給食センター	283	同左	43	240		332	同左	52	280		就学援助制度で対象保護者へ助成
		金城学校給食センター	288	同左	25	263		313	同左	31	282		
		旭学校給食センター	285	同左	23.6	261.4		318	同左	33.6	284.4		
		弥栄学校給食センター	295	同左	29	266		328	同左	36	292		
		三隅小学校	295	同左	24.6	270.4							
		岡見小学校	295	同左	24.6	270.4							
		三隅中学校						330	同左	30.8	299.2		
3	出雲市	270	同左	60	210		324	同左	69	255		就学援助制度で対象保護者へ助成	
4	益田市	276	同左	30	246		320	同左	40	280		就学援助制度で対象保護者へ助成	
5	大田市	276	同左	41	235		334	同左	54	280		就学援助制度で対象保護者へ助成	
6	安来市	275	同左	32	243		325	同左	39	286		就学援助制度で対象保護者へ助成	
7	江津市	275	同左	33	242		310	同左	42	268		就学援助制度で対象保護者へ助成	
8	雲南市	264	同左	33	231		309	同左	41	268		就学援助制度で対象保護者へ助成	
9	奥出雲町	266	同左	34	232		315	同左	43	272		就学援助制度で対象保護者へ助成 (別に地産地消対策として、仁多米と島根県学校給食会米価との差額分を助成)	
10	飯南町	258	同左	27	231		312	同左	39	273		就学援助制度で対象保護者へ助成 (別に地元野菜の購入にかかる費用の一部助成)	
11	川本町	260	同左	※260			290	同左	※290			※主食費と副食費の区別なし 就学援助制度で対象保護者へ助成 (別に川本町産エゴマ油の提供) (別に川本町産の農産物及び農産加工品の購入に要する経費を補助予定)	
12	美郷町	0	287	27.38	259.62		0	316	37.65	278.35		令和4年9月から令和5年3月までの期間限定で全額助成 就学援助制度で対象保護者へ助成	
13	邑南町	265	283	25	258		300	319	33	286		小：18円、中：19円を助成 就学援助制度で対象保護者へ助成 (別に地産地消対策として食材費の5%程度と石見和牛と国産牛の差額分を助成)	
14	津和野町	265	305	35	270		295	335	45	290		小：40円、中：40円を助成 就学援助制度で対象保護者へ助成	
15	吉賀町	0	300	50	250		0	340	65	275		全額助成	
16	海士町	282	512	26	396	光熱水費 90	301	546	28	422	光熱水費 96	小：230円、中：245円を助成 就学援助制度で対象保護者へ助成	
17	西ノ島町	263	337	※337			279	365	※365			※主食費と副食費の区別なし 小：74円、中：86円を助成 就学援助制度で対象保護者へ助成	
18	知夫村	252	327	34	293		276	354	37	317		小：75円、中：78円を助成 就学援助制度で対象保護者へ助成	
19	隠岐の島町	130	321	30	291		150	362	34	328		小：61円、中：62円を助成 令和4年9月から令和5年3月までの期間限定で半額助成 就学援助制度で対象保護者へ助成	

部活動ガイドラインの実施状況について

【部活動顧問の勤務状況(県立学校)】

○調査時点 令和3年9月調査(令和3年度部活動業務に関する実態調査より)

○調査対象

- ① 部活動指導員・地域指導者を配置している部活動
- ② 部活動指導員・地域指導者を配置していない部活動で、年間活動時間が400時間以上の運動部・文化部で学校毎に各3部以内

○調査方法 令和3年6～8月の3か月間の実績を年換算して算出

○回答数 259部活動(運動部・文化部全735部活動)

1. 年間活動時間

活動時間	～499	500～	600～	700～	800～	900～	1000～
部活動数	104	49	42	23	15	11	8
%	77.4%			15.1%		7.5%	

【参考】

- ・「部活動の在り方に関する方針」に示されている「休養日は週当たり1日以上」「活動時間は平日3時間以内、休業日は4時間以内」に沿った活動時間の最大値は900時間程度。
- ・県教委は上限700時間程度の活動計画を推奨。
 ※ 週当たり1日以上休養日を「休業日」に、長期休業中に「14日の休養日」を設定。

2. 区分別年間従事時間

区分	技術指導・準備	大会引率・役員	生徒指導	事務手続	会議・渉外	保護者対応	資格取得・研修	その他※
従事時間	964	390	205	193	115	61	50	220
%	43.9%	17.7%	9.3%	8.8%	5.2%	2.8%	2.3%	10.0%

※ その他は、「練習試合の引率」「練習場所の環境整備(草刈り等)」「感染症対策(除菌)」など。

島根人格教育シンポジウムについて(※H27年度までは「島根人格教育フェスティバル」)

主催：島根人格教育協議会

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)
年月日	平成25年10月27日	平成26年11月23日	平成27年11月22日	平成28年11月20日	平成29年11月19日	平成30年11月18日	令和元年12月8日	令和2年11月15日	令和3年11月7日
場所	くにびきメッセ	くにびきメッセ	くにびきメッセ	くにびきメッセ	くにびきメッセ	くにびきメッセ	くにびきメッセ	島根県民会館	島根県民会館
テーマ		島根のこれからを考える～ふるさとを担う人材の育成～	国際化時代における地方の人材育成～これからの島根の教育を考える～	次代を担う人づくり～これからの島根の教育を考える～	地方創生は人づくりから～これからの島根の教育を考える～	家庭教育の現状と課題～島根の家庭教育を考える～	児童虐待・不登校・学力低下への対応～家庭教育支援の観点から～	島根創生とふるさと教育～ふるさと教育の成果と今後の展望～	家庭に対する包括的な支援～教育と福祉の連携の在り方～
基調講演	講師	藤原義光 ふるさと島根定住財団理事長	小林祥泰 前島根大学学長	広沢卓嗣 元島根県教育委員会教育長	古瀬 誠 山陰合同銀行特別顧問、松江商工会議所会頭	北島建孝 出雲教・出雲国造	青津和代 国際青少年問題研究所所長	藤原孝行 前島根県副知事	江口博晴 前島根県社会福祉協議会会長
	演題	ふるさとを担う人材の育成	グローバルな島根の人材育成	ふるさと教育は「心の教育」	私は何故に現代に藩校をつくったのか	注連縄の内に居て	今こそ、児童虐待から子供たちを救え！	島根創生と家庭・学校・地域	地域共生社会の実現～ふつうにくらしあわせを求めて～
パネルディスカッション	コーディネーター					広沢卓嗣 元島根県教育長	三島 明 島根県立青少年の家サン・レイク社会教育主事	吉岡愛和 家庭教育アカデミー所長	吉岡愛和 家庭教育アカデミー所長
	パネリスト					北島建孝 出雲教・出雲国造	青津和代 国際青少年問題研究所所長	藤原孝行 前島根県副知事	江口博晴 前島根県社会福祉協議会会長
	パネリスト					吉田 修 島根県教職員協議会会長	吉田雅紀 島根県議会議員	高見康裕 島根県議会議員	吉田雅紀 島根県議会議員
	パネリスト					吉岡愛和 家庭教育アカデミー所長	荊尾玲子 元安来市立母里小学校校長	三島 明 島根県立青少年の家サン・レイク社会教育主事	岡 利行 島根県教職員協議会事務局長
	パネリスト						山根澄子 湯里まちづくりセンター職員		

※文書保存年限経過のため、H29年度以前のパネルディスカッションの参加者は不明
 ※H25年度～H29年度のテーマ等は、R元年度シンポジウム配付資料の記載内容により確認

※アンダーラインは、後援依頼時には「教育関係者を交渉中」とされていたもの

県の関わり方	後援	後援	後援	後援	後援	後援	後援	後援	後援
	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞	教育長祝辞
所管課	義務教育課	社会教育課	教育指導課	教育指導課	教育指導課	社会教育課	社会教育課	社会教育課	社会教育課

※島根県立青少年の家サン・レイク社会教育主事の参加は公務ではない。

学校教育に関する事業に対する後援名義等使用の事務取扱要領

第1 趣旨

国・地方公共団体及び民間団体・企業等が実施する学校教育に関する事業に対し、島根県教育委員会（以下「委員会」という。）が、共催または後援名義の使用を許可する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

第2 用語の定義

- 1 この要領において、「共催」とは、委員会が事業の趣旨に賛同し、経費の一部を負担するなど、当該事業の企画、運営等に参画するものをいう。
- 2 この要領において、「後援」とは、委員会が事業の趣旨に賛同し、その事業を奨励するとともに、事業の企画・運営等について指導・助言できるものをいう。

第3 後援の許可基準

- 1 主催者については、次の(1)から(6)のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体
 - (2) 教職員で構成された団体（職員団体を除く）
 - (3) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
 - (4) 新聞社、放送局等の報道機関
 - (5) その他、両課において適当と認める団体
 - ① 教育委員会、学校等と密接な連携をとりながら、学校教育の充実に寄与することを目的とした事業を実施する団体
 - ② 児童生徒の文化活動、教職員の研究活動等の振興に寄与することを目的とした事業を実施する団体
 - ③ 教職員の福利厚生の上に寄与することを目的とした事業を実施する団体
 - (6) 複数の団体から構成される組織にあっては、その構成団体すべてが上記(1)から(5)のいずれかに該当するもの
- 2 事業については、本県教育行政の基本方針に沿い、本県の教育振興に寄与するものであり、かつ次の(1)から(6)のいずれの事項にも該当しないものでなければならない。
 - (1) 特定の流派、個人、宗教、政党等の利害に関与していると認められないもの
 - (2) 特定の主義主張に基づき、又は関与していると認められるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 参加費等が一般通念の範囲を超えるなど、営利を目的としたものであると認められるもの
 - (5) 参加者に過重な負担をかけるなど、教育的配慮に欠けると認められるもの
 - (6) その他、社会通念上妥当でないもの

第4 事務処理手続

- 1 後援の許可は、提出された申請及び関連の資料に基づき、高校教育課及び義務教育課において、その所管を決定の上、審査し、これを行うものとする。

申請書に添付すべき資料は、原則として次のとおりとする。

 - (1) 団体概要資料（設立目的及び活動内容等）
 - (2) 事業概要資料（事業内容、入場料等が明らかとなる実施要綱・企画書等）
- 2 事業の終了後、実施報告を求める。

（平成14年5月9日 高校教育課長・義務教育課長決済）

学校教育に関する事業に対する後援名義等使用の事務取扱要領

第1 趣旨

国・地方公共団体及び民間団体・企業等が実施する学校教育に関する事業に対し、島根県教育委員会（以下「委員会」という。）が、共催または後援名義の使用を許可する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

第2 用語の定義

- 1 この要領において、「共催」とは、委員会が事業の趣旨に賛同し、経費の一部を負担するなど、当該事業の企画、運営等に参画するものをいう。
- 2 この要領において、「後援」とは、委員会が事業の趣旨に賛同し、その事業を奨励するとともに、事業の企画、運営等について指導・助言できるものをいう。

第3 後援等の許可基準

- 1 主催者については、次の（１）から（６）のいずれかに該当するものでなければならない。
 - （１） 国・地方公共団体
 - （２） 教職員で構成された団体（職員団体を除く）
 - （３） 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
 - （４） 新聞社、放送局等の報道機関
 - （５） その他、各課において適当と認める団体
 - ① 教育委員会、学校等と密接な連携をとりながら、学校教育の充実に寄与することを目的とした事業を実施する団体
 - ② 児童生徒の文化活動、教職員の研究活動等の振興に寄与することを目的とした事業を実施する団体
 - ③ 教職員の福利厚生の上昇に寄与することを目的とした事業を実施する団体
 - （６） 複数の団体から構成される組織にあつては、その構成団体すべてが上記（１）から（５）のいずれかに該当するもの
- 2 事業については、本県教育行政の基本方針に沿い、本県の教育振興に寄与するものであり、かつ次の（１）、（２）のいずれも満たすものでなければならない。
 - （１） 以下のア～カのいずれの事項にも該当しないこと
 - ア 特定の流派、個人、宗教、政党等の利害に関与していると認められるもの
 - イ 特定の主義主張に基づき、又は関与していると認められるもの
 - ウ 公序良俗に反するもの
 - エ 参加費等が一般通念の範囲を超えるなど、営利を目的としたものであると認められるもの
 - オ 参加者に過重な負担をかけるなど、教育的配慮に欠けると認められるもの
 - カ その他、社会通念上妥当でないもの
 - （２） 行事等の登壇者や発言者等が２人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているもの

第4 事務処理手続

- 1 後援等の許可は、提出された申請書及び関連の資料に基づき、学校企画課、教育指導課及び特別支援教育課において、その所管を決定の上、審査し、これを行うものとする。

申請書に添付すべき資料は、原則として次のとおりとする。

 - （１） 団体概要資料（設立目的及び活動内容等）
 - （２） 事業概要資料（事業内容、入場料等が明らかとなる実施要綱・企画書等）
- 2 事業の終了後、実施報告を求める。

（令和4年3月16日 学校企画課長・教育指導課長・特別支援教育課長決裁）

民間団体・企業等が実施する社会教育・生涯学習の振興に関する事業に対する後援名義使用における事務取扱要領

第1 趣旨

民間団体・企業等が実施する社会教育・生涯学習の振興に関する事業（以下「事業」という）に対し、島根県教育委員会（以下「委員会」という）が、後援名義の使用を承認する場合には原則としてこの要領に定めるところによる。

第2 用語の定義

この要領において、「後援」とは、委員会が事業の趣旨に賛同し、その事業を奨励するものをいう。

第3 後援の承認基準

- 1 主催者については、次の（１）から（４）のいずれかに該当するものでなければならない。
 - （１） 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
 - （２） 新聞社、放送局等の報道機関等の民間団体
 - （３） （１）、（２）以外の団体にあつては、次の各号のいずれにも該当するもの
 - ①団体の目的、組織、活動等が明確であること
 - ②過去に委員会の後援を得て事業を行った際に、後援の趣旨に反する行為のないこと
 - （４） 複数の団体で構成される組織にあつては、その構成団体が前記（１）から（３）のいずれかに該当するもの
- 2 事業については、下記のいずれの事項にも該当するものでなければならない。
 - （１） 社会教育・生涯学習の振興に寄与することを目的とした事業
 - （２） 営利を目的、あるいは営利的性格を有しないと認められる事業
 - （３） 特定の流派、個人、宗教、政党等の利害に関与しないと認められる事業
 - （４） 特定の主義、主張に関しないと認められる事業
 - （５） 公序良俗に反しない事業

第4 事務処理手続き

- 1 後援承認は、提出された申請書及び関連の資料を審査のうえ、これを行うものとする。申請書に添付すべき資料は、おおむね次のとおりである。
 - （１） 団体概要資料（設立目的及び活動内容等）
 - （２） 事業概要資料（事業内容・入場料等を盛り込んだ実施要領・企画書等）
- 2 事業終了後は、実施報告を求める。

附則

- 第1 「民間団体・企業等が実施する生涯学習・社会教育事業に関する後援名義使用に関する事務取扱要領（平成6年11月16日生涯学習課長決裁）」は平成30年3月31日で廃止し、平成30年4月1日から本要領を適用する。

（平成30年4月1日社会教育課長決裁）

民間団体・企業等が実施する社会教育・生涯学習の振興に
関する事業に対する後援名義使用における事務取扱要領

第1 趣旨

民間団体・企業等が実施する社会教育・生涯学習の振興に関する事業（以下「事業」という）に
対し、島根県教育委員会（以下「委員会」という）が、後援名義の使用を承認する場合には原則とし
てこの要領に定めるところによる。

第2 用語の定義

この要領において、「後援」とは、委員会が事業の趣旨に賛同し、その事業を奨励するものをいう。

第3 後援の承認基準

- 1 主催者については、次の（1）から（4）のいずれかに該当するものでなければならない。
 - （1） 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
 - （2） 新聞社、放送局等の報道機関等の民間団体
 - （3） （1）、（2）以外の団体にあつては、次の各号のいずれにも該当するもの
 - ①団体の目的、組織、活動等が明確であること
 - ②過去に委員会の後援を得て事業を行った際に、後援の趣旨に反する行為のないこと
 - （4） 複数の団体で構成される組織にあつては、その構成団体が前記（1）から（3）のい
ずれかに該当するもの
- 2 事業については、下記のいずれの事項にも該当するものでなければならない。
 - （1） 社会教育・生涯学習の振興に寄与することを目的とした事業
 - （2） 営利を目的、あるいは営利的性格を有しないと認められる事業
 - （3） 特定の流派、個人、宗教、政党等の利害に関与しないと認められる事業
 - （4） 特定の主義、主張に関与しないと認められる事業
 - （5） 公序良俗に反しない事業
 - （6） 登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているもの
であること

第4 事務処理手続き

- 1 後援承認は、提出された申請書及び関連の資料を審査のうえ、これを行うものとする。
申請書に添付すべき資料は、おおむね次のとおりである。
 - （1） 団体概要資料（設立目的及び活動内容等）
 - （2） 事業概要資料（事業内容・入場料等を盛り込んだ実施要領・企画書等）
- 2 事業終了後は、実施報告を求める。

附則

- 第1 「民間団体・企業等が実施する生涯学習・社会教育事業に関する後援名義使用に関する事務取

扱要領（平成6年11月16日生涯学習課長決裁）」は平成30年3月31日で廃止し、平成30年4月1日から本要領を適用する。

（平成30年4月1日社会教育課長決裁）

附則

この要領は、令和4年3月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

学校・福祉連携推進教員配置の状況について

1. 配置の状況

- ・ 隠岐を除く各教育事務所（松江・出雲・浜田・益田）管内に1名ずつ配置
- ・ 隠岐教育事務所管内は人権同和教育課で対応
- ・ 令和3年度に人権・同和教育専任教員から学校・福祉連携推進教員に名称を変更

2. 対応の状況

(1) 相談者別相談件数

(件)

相談者別	年度	R元	R2	R3
教員		8	27	33
保護者		0	6	3
関係機関		12	14	20
その他		0	0	0
合計		20	47	56

※ 関係機関は、市町村福祉部局・保健部局、教育支援センター、ハローワーク等

(2) 支援対象の児童生徒等別件数

(件)

校種別	年度	R元	R2	R3
小学校		2	4	6
中学校		0	5	7
公立高等学校		8	28	31
私立高等学校		5	5	5
特別支援学校		2	4	5
その他		3	1	2
合計		20	47	56

※ その他は、幼児、中学校卒業・高等学校等退学直後の人等

(3) 支援対象の児童生徒等の抱える問題別件数

(件)

児童生徒の抱える問題等	年度	R元	R2	R3
不登校		17	19	13
いじめ、暴力行為、非行等		0	4	0
友人、教職員等との関係		0	2	2
児童虐待		0	0	0
貧困の問題		2	4	7
家庭環境（児童虐待、貧困除く）		5	11	20
心身の健康・保健		5	6	7
発達障害等		4	13	14
ヤングケアラー		0	2	4
奨学金・修学資金等が必要		0	7	3
外国にルーツのある子ども・保護者		1	2	3
その他		5	14	20
合計		39	84	93

※ 1件の相談で複数の問題に該当する場合は、全て選択しているため、合計は実相談件数と一致しない

※ その他は、性の多様性等の人権課題に係る相談、進学・就職に係る相談、居場所に係る相談等

(4) 連携先別件数

(件)

連携先	年度	R元	R2	R3
市町村福祉部局・保健部局		1	6	9
社会福祉士会		0	1	4
市町村社会福祉協議会		1	5	9
特別支援学校（相談窓口）		1	1	4
発達障害者支援センター		0	2	1
児童相談所		0	1	1
市町村教育委員会		9	8	4
スクールソーシャルワーカー		3	3	1
奨学金・修学資金等の関係機関		1	3	1
学校（在籍校・進学前・進学後）		12	23	29
その他		12	22	17
合計		40	75	80

※ 1件の相談で複数の連携先がある場合は、全て選択しているため、合計は実相談件数と一致しない

※ 学校は、高校等進学後の連携や関係機関からの相談の際の連携等

※ その他は、教育支援センター、連絡調整員、医療機関、ハローワーク、人権センター等

学校・福祉連携モデル事業の状況について (令和4年9月時点)

1. 県立学校(松江南高校)の状況(指定期間:令和3～4年度)

(1) 学校での社会福祉に関するアンケート結果より(令和3年6月 教員対象に実施)

① 学校現場で、福祉的支援の必要性を感じる ありますか	(%)	
	ある	ない
	81.6	18.4

② 福祉的支援の必要性をどのような場面で感じましたか(①で「ある」と回答した人のみ、複数回答) (%)

発達障がいまたはその疑いのある生徒・保護者への支援(精神・身体を含む)	67.7
経済的支援を必要とする生徒への支援	48.4
ひとり親世帯の子育て支援	22.6
不登校の生徒その保護者への支援(連絡が取れない場合の対応を含む)	9.7
親子関係に問題のある場合の介入	6.5

③ 福祉的支援を活用しようとする際に、難しいと感じることは何ですか(①で「ある」と回答した人のみ、複数回答) (%)

どのような福祉的支援が利用できるかわからない	93.5
福祉的支援の相談窓口がわからない	87.1

(2) 学校への社会福祉士の関わり

内容	回数	備考
協議	12	学校と社会福祉の連携の在り方についての協議等
学校からの相談対応、個別のケース会議参加	10	生徒に関する個別の相談計10件
学年会の定例会議への参加	24	生徒の状況を踏まえ、社会福祉の視点から助言 SSW派遣につないだケース2件
教職員研修	2	教職員と研修の立案、当日の運営等
生徒面談	5	学校からの要望を踏まえ、寮生・下宿生計16名と面談を実施
合計	53	

(3) 校内研修の内容・参加教職員数等

内容	参加教職員数	備考
学校と社会福祉の連携についての講義	47	社会福祉士による講義
社会福祉の視点を取り入れた模擬ケース会議	62	各学年部に分かれて実施し、社会福祉士が助言
合計	109	

2. 市町村(美郷町)の状況(指定期間:令和3～4年度)

(1) 学校(4校)への社会福祉士の関わり

内容	回数	備考
協議	6	学校と社会福祉の連携の在り方についての協議等
学校からの相談対応、個別のケース会議参加	7	児童生徒に関する個別の相談計16件
教職員研修	4	教職員と研修の立案、当日の運営等
保護者面談、家庭訪問	2	教職員による保護者面談1件、家庭訪問1件に同行
合計	19	

(2) 校内研修の内容・参加教職員数等

内容	参加教職員数	備考
社会福祉の視点を取り入れた模擬ケース会議	41	全4校で実施、社会福祉士がファシリテーターを務める